

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県吉野土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年十一月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地形測量）

二 測量の地域 吉野郡下北山村大字下池原ほか

三 測量の期間 令和五年十月二日から同年十二月二十二日まで